

(名称) 筑前町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

筑前町では、高齢者をはじめとする交通弱者の移動手段確保のため2017年から地域巡回バスを運行していた。さらなる公共交通サービスの利用促進及び持続可能な公共交通体系の再構築を目的に令和6年3月に『筑前町地域公共交通計画（R6.4～R10.3）』を策定した。

現在筑前町の通勤・通学、買い物、通院など、日常生活の移動圏域は、周辺市町に広がっており、特に、甘木鉄道が運行する朝倉市、大刀洗町、小郡市、基山町や西日本鉄道が運行する路線バスが繋げる朝倉市、筑紫野市について、町外までの移動を念頭に置いた公共交通手段の確保が求められている。

筑前町では、町の東西を貫く路線バス、小学校の通学を担う路線バス、第3セクターの甘木鉄道、タクシー会社2社が町内の移動を支え、令和4年10月からはオンデマンドバス（予約型バス）の運行も始まった。今後もこれらの手段を相互連携により維持・継続していくことが必要不可欠であるため、地域公共確保維持事業に取り組む必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標(目標年度 令和10年度)

- 定住を促進するべく、変わりゆくまちにあわせた公共交通網の形成
- 多様な移動手段の共存、持続的な交通に向けた輸送資源相互連携による公共交通の維持
- 適材適所、使い勝手の良い公共交通環境の整備促進

①メリハリと特色を持たせた公共交通網の再構築

- | | |
|---------------------|------------------|
| ○公共交通年間利用者数 | 目標約100%(対令和元年度比) |
| ○オンデマンドバスの収支率を向上させる | 目標15% |

②町民・地域・民間とで公共の交通を考える場づくり

- | | |
|-------------------|------------|
| ○出前講座等の開催件数 | 目標6回/年 |
| ○モビリティマネジメントの実施回数 | 目標5回(1回/年) |
| ○住民一人当たりの公的資金投入額 | 目標1,400円/年 |

③移動サービスの持続性向上

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ○オンデマンドバスの利用者数 | 目標130%(対令和元年度比) |
| ○商業・観光施設と連携した取り組み件数 | 目標10件(2件/年) |
| ○高齢者運転免許自主返納支援事業申請数 | 目標100件 |

④環境にも配慮した利用しやすい公共交通の整備

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| ○拠点施設個所数 | 目標19件(現状維持) |
| ○パークアンドライド駐車場サイクルアンドライドの駐輪場等の利用促進 | 目標1回/年 |

⑤利用者へのわかりやすい情報提供

- | | |
|--------------|--------|
| ○広報媒体への案内・掲載 | 目標1回/月 |
|--------------|--------|

(2) 事業の効果

町内幹線軸へのアクセスを充実させることで、通勤・通学などの町外への移動利便性が向上し、町外への人口流出を軽減させることができる。また、交通弱者である高齢者や、自家用車を有しない住民へオンデマンドバス(予約型)などの移動手段を提供することで、外出等の活動意欲向上が期待され、高齢者や住民福祉の増進にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- 広報紙及びホームページ、公式 SNS での情報掲載(筑前町)
- 路線図(町外交通を含む)や時刻表の作成(筑前町地域公共交通会議)
- 出前講座などを含む地域住民説明会の開催(筑前町)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

筑前町から運行事業者への補助金額については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。併せて、国庫補助金については筑前町へ当会議から支出する。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- 運行委託業者の宮原タクシーからの業務報告やシステム管理上の月間利用者数などの情報を整理し、利用状況等を分析する。
- 区長会などを通じ運行に関する改善(乗降所の増減など)を行う。
- 筑前町地域公共交通計画にあげる数値目標の達成度とPDCAサイクルを活用した事業制度の見直しを行う。

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】

筑前町は、福岡県のほぼ中央に位置し、総面積67.1平方キロメートルであり、筑後平野の北端部にあたるため、町域西部～西南部～南部にかけては、比較的平坦な地形を有している

る。町中心部を国道386号線が通っており、路線バスが定時運行している。また南部には甘木鉄道が朝倉市、筑前町、大刀洗町、小郡市、佐賀県基山町を運行している。近年は、人口は増加傾向にあるものの、全国的な少子高齢化の影響もあり、将来的には減少に転じることが予測されている。
※地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要「表5」を添付

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

【令和4年度】

- 令和4年4月20日(第1回) オンデマンドバス導入及び実証運行について
- 令和4年9月5日(第2回) オンデマンドバス実証運行(体験乗車)について

【令和5年度】

- 令和5年4月14日(第1回) 地域公共交通計画の策定計画・オンデマンドバスの導入について
オンデマンドバスの導入について
- 令和5年6月20日(第2回) 筑前町オンデマンドバス運行計画について
筑前町地域公共交通計画策定調査について
- 令和5年9月25日(第3回) 筑前町オンデマンドバス運行計画について
筑前町地域公共交通計画策定調査について
- 令和5年11月28日(第4回) 筑前町オンデマンドバス運行計画について
筑前町地域公共交通計画策定調査について
- 令和6年2月26日(第5回) 交通不便地域の地域指定申請について

【令和6年度】

- 令和6年6月20日(第1回) 地域公共交通計画(令和7年度地域公共交通確保維持事業)について 全会一致で承認される
オンデマンドバス乗降所協議について
- 令和7年1月28日(第2回) 公共交通に関する中学生へのWEB調査結果について
オンデマンドバス乗降所協議について

【令和7年度】

- 令和7年6月26日(第1回) 地域公共交通計画(令和8年度地域公共交通確保維持事業)について
オンデマンドバス乗降所協議について

19. 利用者等の意見の反映状況

- オンデマンドバス利用者へのアンケート調査
- 町内関係団体への乗降所要望調査
- 運行事業者への意見徴収

本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 福岡県筑前町篠隈 373

(所 属) 企画課企画調整・ふるさと納税係

(氏 名) 手島 貴宏

(電 話) 0946-42-6601

(e-mail) kikaku@town.chikuzen.lg.jp